

千葉県障害者計画について

I 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

- ・障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画として、平成21年1月に策定した「第四次千葉県障害者計画」(平成21年度～平成26年度)に続き、今後の本県における障害者施策を総合的かつ着実に進展を図るための基本方針として「第五次千葉県障害者計画」の策定を検討。
- ・障害者総合支援法第89条第1項に基づく「障害福祉計画(第4期)」(平成27年度から平成29年度までの3か年の障害福祉サービス量等を定めたもの)を包含する計画として策定。

(2) 計画の位置付け

- ・県の行政計画として、県総合計画(「新輝け!ちば元気プラン」)、県地域福祉支援計画の下、障害福祉の部門計画として県行政全体として整合性ある、また部局横断的に取り組むものとして策定。

(3) 策定の方法

- ・国の「障害者基本計画(第3次)」(平成25年9月策定)を基本とし、「障害福祉計画策定(第4期)」にあたり国から示された指針に即しつつ、本県の障害者の状況等を踏まえながら策定。

(4) 計画期間

- ・3年間(平成27年度～29年度)

II 計画骨子案の概要

第1部 総論

- 計画の基本理念(地域で共生する社会の実現、障害者の差別の禁止等)
- 計画の目標(障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築)
- 策定体制及び方法
- 本県の障害のある人の状況 等

第2部 現状と課題及び今後の方向性

【主要な施策】 ※1～7までは、県総合計画と同じ構成

- 1 入所施設から地域生活への移行の推進
- 2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進
- 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取り組みの推進
- 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実
- 5 障害のある人の相談支援体制の充実
- 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的週路の推進
- 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実
- 8 その他各視点から取り組むべき項目

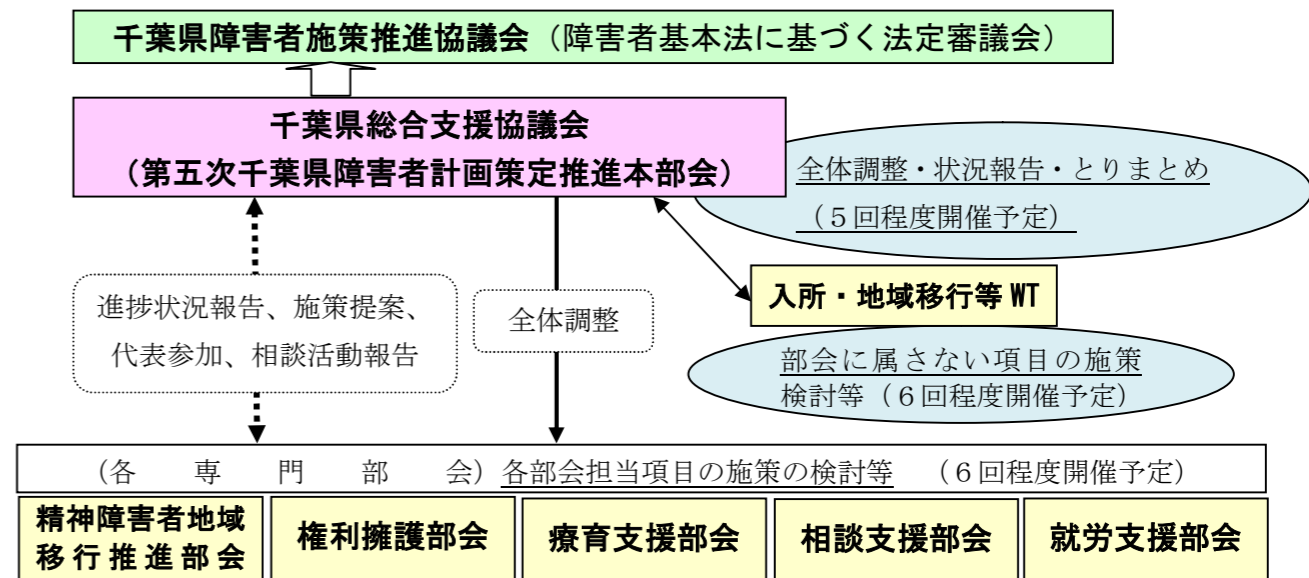
【推進体制】

- 推進に当たっての連携・協力体制の確保
- 広報・啓発活動の推進
- 計画の評価と進行管理
- 国への提案・要望

第3部 障害福祉サービス量の見込み(「障害福祉計画(第4期)」)

- 現状とサービス量提供の見込み(県全体、障害福祉圏域ごと)
- ※ 市町村の需要見込みを踏まえて策定 ※ 計画策定の過程における「県民の声」を取りまとめて、別冊で紹介する予定

III 策定体制



IV スケジュール

- | | |
|----------|--|
| (26年) 4月 | 第1回本部会、第1回施策推進協議会開催(計画案検討に着手)
⇒以降、各部会等において骨子案について検討 |
| 7月 | 第2回本部会開催(骨子案の検討、決定) |
| 9月 | 第3回本部会開催(関係団体等ヒアリング実施状況を報告) |
| 10月 | 第4回本部会、第2回施策推進協議会開催(計画素案検討) |
| 11月 | |
| ～12月 | フォーラムの開催 ◎計画素案決定 |
| (27年) 1月 | 計画素案パブリックコメント |
| 3月 | 第5回本部会、第3回施策推進協議会開催(計画最終案検討)
◎県として第五次千葉県障害者計画を決定 |

